

重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者： けやきサポート

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定福祉用具貸与サービス、指定介護予防福祉用具貸与サービス、指定特定福祉用具販売サービス、指定介護予防福祉用具貸与サービス（以下、サービスとする。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岐阜市条例73号）」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づき、サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定福祉用具貸与サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 けやきサポート
代表者氏名	取締役 加藤雅美
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岐阜市加野1丁目52-7 (代表) (電話 058-241-0263・ファックス番号 058-214-4975)
法人設立年月日	平成16年3月9日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

1) 事業所の所在地等

事業所名称	けやきサポート
介護保険指定 事業所番号	指定事業所番号 : 2170103127
事業所所在地	岐阜市加野6丁目37-25
連絡先 相談担当者名	連絡先電話 (058) 241-0263・ファックス番号 (058) 214-4975 加藤雅美 加藤初子 加藤雅代
事業所の通常の 事業の実施地域	岐阜市・関市・山県市

2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の専門相談員が、介護予防状態又は要支援状態の利用者に対し、適切なサービスを提供することで、地域社会の発展に寄与することを目的とする。
運営の方針	1. サービスを提供することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。 2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 3. 利用者の所在する市町村、居宅介護支援業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜
営業時間	午前9時から午後5時

4) 事業所の職員体制

管理者	加藤 雅美
-----	-------

	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名 (兼務)
福祉用具専門相談員	<p>【福祉用具（介護予防）貸与サービス】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉用具（介護予防）貸与計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、福祉用具（介護予防）貸与計画を交付します。指定特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成します。 2 当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。 3 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。 4 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ます。 5 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。 6 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。 7 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。 8 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が新規に必要な理由が記載されるとともに、居宅介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合はその理由が居宅サービス計画に記載されるように、福祉用具の適切な選定のための助言、情報提供を行うなど必要な措置を講じます。 <p>【福祉用具（介護予防）販売サービス】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定福祉用具（介護予防）販売計画を作成し、利用者又はその家に対して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、特定福祉用具販売計画を交付します。指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成します。 2 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。 3 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ます。 4 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検 	常勤 2名 (うち兼務1名) 非常勤 1名

	<p>を行います。</p> <p>5 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用していただきながら使用法の指導を行います。</p> <p>6 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じます。</p>	
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

【福祉用具貸与（介護予防）サービス】

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。
- (2) 福祉用具貸与の種目、品名及び利用料及び利用者負担額（介護保険を適用する場合）については、別紙、契約書「1」レンタル品 料金」の通りとします。
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について貸与期間の利用料の計算方法は、以下のとおりです。

レンタル開始日がその月の15日以前の場合 ……………月額レンタル料全額
 レンタル開始日がその月の16日以降の場合 ……………月額レンタル料1/2相当額
 レンタル終了日がその月の15日以前の場合 ……………月額レンタル料1/2相当額
 レンタル終了日がその月の16日以降の場合 ……………月額レンタル料全額
 レンタル開始日と終了日が同月内で行われた場合 …… 月額レンタル料全額

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収証」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

【福祉用具（介護予防）販売サービス】

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。
 - (2) 指定特定福祉用具販売の種目、品名及び販売費用については、特定福祉用具販売計画書および、納品書にてご確認いただけます。
- ※ 販売費用は全額をいったんお支払いいただきますが、保険給付の際に必要な次の事項を記載した書類等をお渡ししますので、お住まいの市町村に居宅介護福祉用具購入費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

- ✓ 事業所の名称
- ✓ 特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書（特定福祉用具販売計画書）

✓ 領収証

✓ 販売した特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

4 その他の費用について

① 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費をいただきます。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。 (1) 事業所から片道10キロメートル未満 800円 (2) 事業所から片道10キロメートル以上 1,500円
② 特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合(階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど)は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求します。 なお、通常の搬出入の場合は、費用請求はしません。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	【福祉用具(介護予防)貸与】 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 【福祉用具(介護予防)販売】 ・販売費用及びその他の費用の額の合計金額により請求いたします。 ・請求書は、利用明細を添えて、利用者あてお届け(郵送)します。なお、当該福祉用具をお持ち帰りされる場合は、請求書は発行いたしません。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	【福祉用具(介護予防)貸与】 行われたサービス提供と照合のうえ、翌月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 1 事業者指定口座への振り込み 2 利用者指定口座からの自動振替 3 現金支払い 【福祉用具(介護予防)販売】 販売した福祉用具と請求書の内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 1 事業者指定口座への振り込み 2 利用者指定口座からの自動振替 3 現金支払い

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、販売費用及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われて

いない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (4) 福祉用具貸与計画、福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- (5) 福祉用具貸与計画、福祉用具販売計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- (6) 福祉用具貸与計画、福祉用具販売計画は、利用者に交付します。
- (7) 福祉用具貸与計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- (8) 商品の納入、搬出の日時につきましては、営業時間内でのお客様の希望にしたがって行いますので、ご指示ください。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 加藤雅美
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

② 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険
補償の概要	事業活動包括型

10 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定福祉用具貸与、指定福祉用具販売の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定福祉用具貸与の実施ごとに、その貸与の開始日及び終了日、種目及び品名、利用料、福祉用具の使用状況（修理、点検結果等を含みます。）等についての記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等【福祉用具（介護予防）貸与サービス】

- ① 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③ なお、上記の福祉用具の保管又は消毒に係る業務は、（株）ニチイケアネット・日建リース工業(株)・(株)日本ケアサプライ・(株)プライムケア中京に委託して行います。また、当該委託先事業者の業務の実施状況について定期的（概ね12月ごと）に確認し、その結果等を記録します。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや苦情の確認を行う。

↓

管理者は、専門相談員に事実関係の確認を行う。

↓

相談担当者は、把握した状況、事象を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。

↓

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (有)けやきサポート 担当者：加藤初子	所在地 岐阜市加野6丁目37-25 電話番号 058-241-0263 受付時間 9:00~18:00
【市町村（保険者）の窓口】 岐阜市 岐阜市役所 介護保険課	所在地 岐阜市今沢町18 電話番号 058-265-4141 受付時間 8:45~17:30

【市町村（保険者）の窓口】 関市 関市役所 高齢福祉課	所在地 関市若草通 3-1 電話番号 0575-22-3131 受付時間 8:30～17:15
【市町村（保険者）の窓口】 山県市 山県市役所 福祉課	所在地 山県市高木 1000 番地 1 電話番号 0581-22-2111 受付時間 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 電話番号 058-275-9826 受付時間 9:00～17:00
【公的団体の窓口】 岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 電話番号 058-275-5136 受付時間 9:00～17:00

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年岐阜市条例第 73 号）」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	岐阜市加野 6 丁目 3 7 - 2 5
	法人名	有限会社 けやきサポート
	代表者名	加藤 雅美 印
	事業所名	けやきサポート
	説明者氏名	加藤 雅美 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印